

5. 水環境保全に関する今後の取組(1)事業者の不適正事案への対応(今後の取組の進め方)

参考2

①取組内容

- 本年1月29日、中央環境審議会より「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について」答申、5月10日に「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布。
- 事業者による法令遵守の確実な実施
改正水濁法に基づく排水測定データの未記録、改ざんへの罰則適用のために、法施行に向けた関係法令等の整備を行う。
- 事業者及び自治体における公害防止体制の高度化
産業界、地方自治体への周知等を通じた関係者への「事業者向けガイドライン」の普及と積極的な利用を推進するとともに、優良事例等の収集を行い、業種横断的な情報提供を実施する。

②目標と手順

目標	手順
事業者による法令遵守の確実な実施 測定記録の改ざん等に対する罰則の創設 測定データの信頼性の確保	排水規制の確実な遵守 水濁法の改正 改正法の施行準備(測定頻度・項目等に関する規定の整備) 改正法の施行準備(データの保存義務等の規定整備)
事業者の自主的かつ継続的な公害防止の取組の促進	表彰制度の検討・実施 業界の自主行動計画と取組状況の把握
事業者及び地方自治体における公害防止体制の高度化	「事業者向けガイドライン」の普及と利用促進、研修情報の普及方策の検討 公害防止体制の優良事例の収集、情報提供 ガイドラインに基づく活動等の把握 ガイドラインの内容・普及方策について検証
地域ぐるみでの公害防止の取組の促進と環境負荷の低減	環境報告書の公表を含めた情報開示の在り方についてガイドラインを作成 ガイドラインの普及と利用促進 実態の把握
公害防止法令に基づく事務手続等の合理化	水濁法・大防法等に基づく届出の整理 新届出による運用運用状況・実態の把握 事業者等の利便性・自治体における管理上の課題等の整理と更なる利便性向上に向けた検討。

5. 水環境保全に関する今後の取組(2)水質事故の対応(今後の取組の進め方)

①取組内容

- 本年1月29日、中央環境審議会より「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について」答申、5月10日に「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布。
- 現行の水濁法における事故時の措置の対象物質(有害物質、油)、対象施設(特定施設、貯油施設等)を拡大
改正水濁法に基づく事故時の措置の適用のために、法施行に向けた関係法令等の整備を行う。
- 水質事故の原因等詳細の実態把握を進めるとともに、未然防止対策について今後さらに検討。

②目標と手順

	目標	手順		
水濁法における事故時の措置の対象拡大	事故発生時の対応迅速化	水濁法の改正	改正法の施行準備(指定物質の指定等)	改正法の施行 改正法の施行状況・実態の把握
水質事故の未然防止対策の検討	水質事故の減少			事故の未然防止対策の検討(他法令に基づく措置、地下水・土壌汚染の未然防止措置との整合、工場・事業場における事故時の対応の整理等)

運用上の課題等の整理と制度的な対応の必要性について検討

※凡例

	制度改正の検討(及び改正)、基準の検討(基準の改定)、施策・事業の計画、計画の策定 等
	新制度の施行、新基準に基づく類型指定・適用等、事業・取組の実施 等
	施策の実施(施行)状況の把握、施策の効果(汚濁負荷量の削減効果、水質の改善効果等)や問題点の把握 等 ※施行状況調査、常時監視、排出量総合調査等も含む。
	施策の見直し(新施策の検討も一部含む。) 等